**平成３０年（フ）第２号**
宮城県大崎市松山須摩屋字舟場下85番地１
債務者　島　　健治
１　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成３０年（フ）第５号**
宮城県大崎市田尻沼部字百塚１番地
債務者　千葉　裕司
１　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成３０年（フ）第６号**
宮城県遠田郡美里町字桜木町166番地１
ファボーレ桜木Ｂ203号
債務者　千石　美夏
１　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成３０年（フ）第１０号**
宮城県栗原市金成有壁太田杜30番地６　市営萩野住宅Ｅ－１
債務者　千葉モトミ
１　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成３０年（フ）第２８号**
兵庫県尼崎市尾浜町２丁目37番25―101号、前住所兵庫県尼崎市名神町２丁目19番34号
アーチ名神602号
債務者　平山　優三
１　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成３０年（フ）第３１号**
兵庫県尼崎市東難波町２丁目６番４号　ハイムプロミネンス東難波305、前住所兵庫県尼崎市長洲西通１丁目８番31―203号
債務者　藤岡　兵俊
１　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成３０年（フ）第４１号**
兵庫県三木市志染町広野３丁目97番地の12、従前の住所兵庫県三木市志染町広野２丁目290番地の１フレグランス志染203号
債務者　鶴谷良一こと　鶴谷　良一
１　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第５２号**
兵庫県三木市緑が丘町西１丁目６番地の19
カレッジハイツ緑が丘205号
債務者　垂井　健一
１　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第７８号**
神戸市北区鈴蘭台東町８丁目５番２―805号
債務者　島津　清美
１　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第８３号**
神戸市北区北五葉６丁目１番43―501号
債務者　住石工業こと　住石　侑弥
１　決定年月日時　平成30年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第１８号**
佐賀県小城市三日月町織島3183番地　有料老人ホーム　光
債務者　大中　圭一
１　決定年月日時　平成30年２月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第２００９号**
愛知県あま市七宝町秋竹東堤97番地18
債務者　田所　　勇
１　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成３０年（フ）第１０６号**
名古屋市北区大蔵町21番地の１　大蔵浅田ビル302号
債務者　日比野　彩（旧姓川辺）
１　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１４０号**
山口県下関市武久町２丁目63番27号、前住所山口県下関市長府川端２丁目15番７号
債務者　木村　寿美
１　決定年月日時　平成30年２月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２９年（フ）第１５１号**
山口県下関市彦島老町２丁目４番８号
債務者　野村　繁義
１　決定年月日時　平成30年２月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月23日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成３０年（フ）第２号**
松江市奥谷町128番地６　カーサ・グレーシア201号室、住民票上の住所島根県雲南市掛合町多根528番地10
債務者　安井　恵樹
１　決定年月日時　平成30年２月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
松江地方裁判所民事部

**平成３０年（フ）第３７号**
熊本市東区保田窪本町４番39号　コスモ第二ビル112
債務者　立川　幸宜
１　決定年月日時　平成30年２月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係